平成２７年（フ）第１０５号
山口県宇部市大字東須恵2105番地１グリーンハイツ愛103号、従前の住所山口県宇部市浜田１丁目15番12－２号
債務者　世良真由美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１１０号
山口県山陽小野田市大字小野田1315番地10
債務者　児玉　由美（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４７３９号
大阪市東住吉区今川７丁目14番27号　イマ・フルネス301号
債務者　手錢　妙子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８９号
大阪市平野区加美北６－11－２－304、住民票上の住所大阪市西成区南津守７丁目４番39号10番
債務者　吉本　信二（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９３号
大阪府東大阪市吉松２丁目８番17－405号、住民票上の住所和歌山県和歌山市弘西484番地５
債務者　皆上　和彦
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１０号
大阪府大東市氷野３丁目７番13号
債務者　井上　直樹（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５３号
大阪市東住吉区東田辺１丁目４番21号
債務者　楠原渉太郎
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番10号
債務者　川原　洋子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９９号
大阪市港区磯路２丁目13番２－410号
債務者　遠藤　富美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０号
大阪府枚方市牧野阪１丁目11番17号
債務者　兼光　祐子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８号
大阪市平野区喜連東５丁目16番３号コーポラスローザ203号
債務者　Ｂ．Ｓトム・ソーヤこと美容室トム・ソーヤこと　東　　努
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８号
北海道根室市明治町１丁目１番地２　パークタウン明治２Ａ－206
債務者　石橋　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第３９号
北海道標津郡中標津町大通南４丁目２番地９コーポサンライズ301
債務者　荒　なつみ（旧姓紺井）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第３８６号
岩手県滝沢市鵜飼狐洞37番地５　プレンティＫ２－Ｃ号
債務者　稲村　　進
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９８号
千葉県印西市平岡1383番地７
債務者　白田　忠久
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２９９号
千葉県佐倉市王子台６丁目４番地25　ヒルトップ王子台202
債務者　布施　正樹
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３００号
千葉県佐倉市王子台６丁目４番地25　ヒルトップ王子台202
債務者　布施　　香（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部